

第3回 名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会

日時：令和5年9月1日（金）

午後1時00分～

会場：名古屋市公館4階

小会議室

1 開会

2 議題

「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の検討について

①制定の目的

②日の名称

③日にち

④催事

3 その他

【資料】

- ・「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の検討
- ・＜参考1＞協議会における主な意見
- ・＜参考2＞高校生ワークショップ開催結果（8月10日開催）
- ・＜参考3＞他都市における平和に関する日の制定状況

名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会 名簿

○委員（★：会長）

岩崎 建彌	全国空襲被害者連絡協議会 運営委員
笠井 雅直	名古屋学院大学 名誉教授 愛知・名古屋 戦争に関する資料館運営協議会 会長
金本 弘	愛知県原水爆被災者の会 理事長
西形 久司 （★）	東海高等学校 教諭 愛知・名古屋 戦争に関する資料館運営協議会アドバイザー
宮原 大輔	戦争と平和の資料館ピースあいち 館長
森 清行	名古屋市戦没者遺族連合会 会長

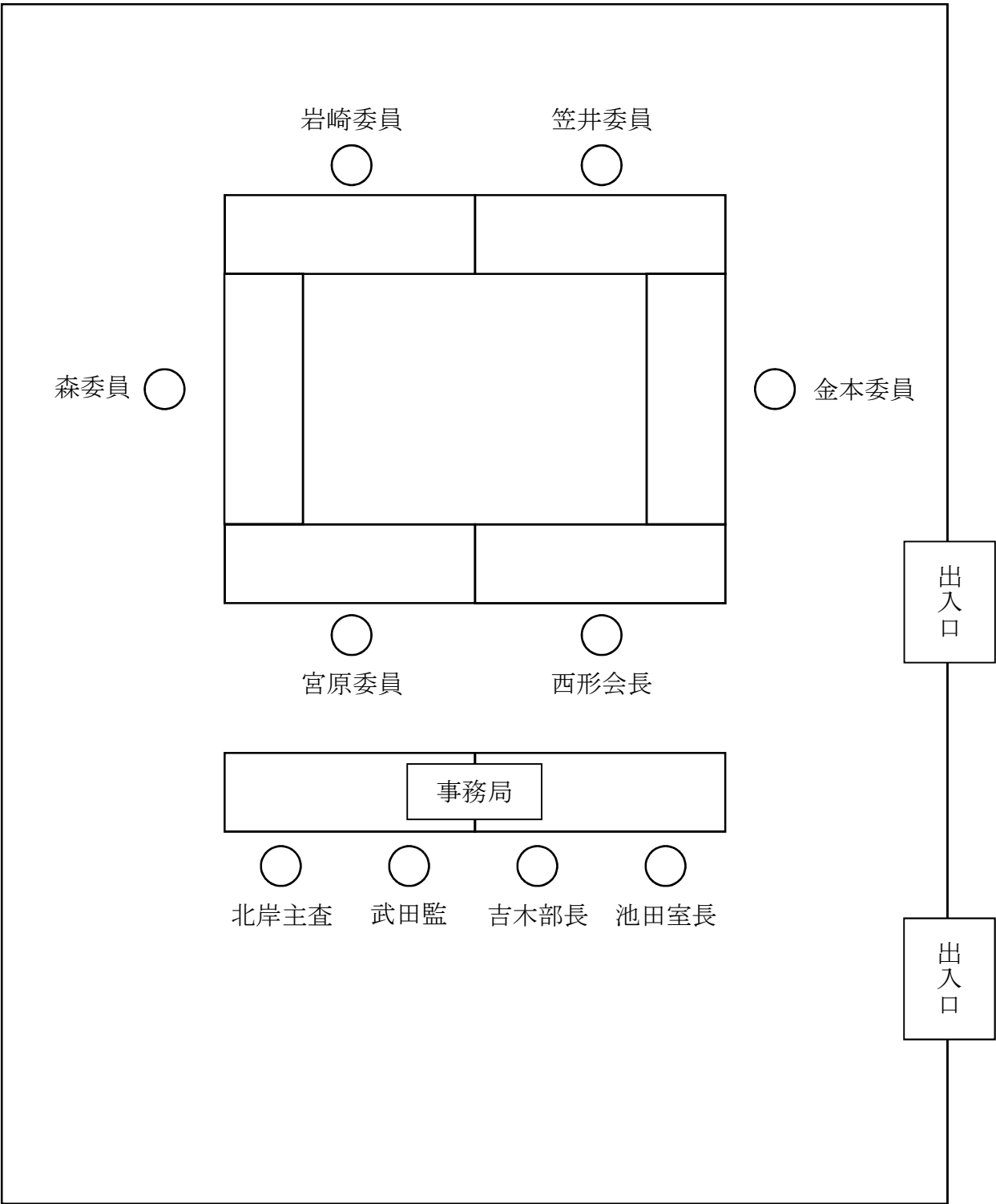
（五十音順）

○事務局（名古屋市）

武田 淳	総務局企画調整監
吉木 彰	総務局総合調整部長
池田 和貴	総務局総合調整部総合調整室長
北岸 健一	総務局総合調整部総合調整室 主査（調整）

第3回 名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会 配席図

会場：名古屋市公館 4階 小会議室



「名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）」の検討

1 制定の目的

名古屋空襲により犠牲となられた方々への悼みとともに、悲惨な戦争の経験や記憶を後世に語り継ぎ、恒久平和の実現を希求する意識を醸成することにより、平和な社会の発展に寄与する。

2 日の名称の主な候補

キーワード	主 な 候 補
平和の日 平和をつなぐ	・ なごや平和の日 ・ 名古屋市恒久平和の日 ・ 平和をつなぐ日 ・ 名古屋市平和の日 ・ なごや平和祈念日 ・ 平和な未来をつなぐ日
名古屋空襲	・ 名古屋空襲慰霊の日 ・ 名古屋空襲平和の日 ・ 名古屋空襲祈りの日
学ぶ	・ 名古屋空襲祈りと学びの日

※条例への副題（サブタイトル）の導入は、法規上認め難い（本市法規担当に確認）

3 日にちの主な候補

日 に ち	備 考
12 月 13 日	昭和 19 年 12 月 13 日 B29 による名古屋市への初空襲。 三菱発動機大幸工場を中心に爆撃された。
5 月 14 日	昭和 20 年 5 月 14 日 最も多くの B29（472 機）が来襲。 被害は全市域におよび、名古屋城天守閣が焼失した。
6 月 9 日	昭和 20 年 6 月 9 日 最も多くの方（2,068 人）が亡くなる。 愛知時計電機、愛知航空機を中心に爆撃された。

4 催 事

市及び市民は、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

【催事候補】

追悼行事の開催	追悼式、平和祈念式典、学徒動員犠牲者の読み上げ 等
学習機会の創出	フォーラム、平和教育の推進、若者の海外都市への視察 等
語り継ぎ	語り継ぎの推進、戦没者名簿の作成・追悼場所の設置 等
啓発事業の実施	高校生ワークショップの意見を参考に検討（別添「開催結果」参照）

※実施内容は、協議会の意見等を踏まえ市で検討

名古屋空襲の犠牲者を追悼する日（仮称）協議会における主な意見

第一回：令和 5 年 5 月 21 日（日）午後 3 時 00 分～@愛知・名古屋 戦争に関する資料館

第二回：令和 5 年 7 月 9 日（日）午後 2 時 00 分～@名古屋市教育館

1 制定の目的について

○名古屋では空襲が多く、攻撃内容や被害が様々。全ての名古屋空襲の犠牲者を追悼する日でなくてはならない。
○追悼する日は、制定の意義を考えれば、制定して終わりではなく出発点になるもの。
○名古屋の共通認識として、戦争被害について改めて考える日とした方が良いのでは。

2 名称について

○「慰霊」や「追悼」という言葉は、宗教的に異論が出るかもしれない。
○名前にはこだわらないところではあるが、できるだけ多数の方々にも参加いただく形を追求していく必要があると感じている。
○名称が「平和の日」であろうと、目的から名古屋空襲が起点となっていることが分かると思う。「名古屋市平和の日」であれば、包括できるように思う。
○学びという要素は入れていきたいと思っている。

3 日付について

○体験談を語る際、名古屋空襲を詳しく知らなくても、5 月 14 日の内容を知っている学生は多い。また、高校生の請願が発端となったことに感動している。高校生が制定に向けて尽力していることから 12 月 13 日か 5 月 14 日のどちらかと考えている。
○昭和 20 年 5 月にドイツが降伏し、戦争の焦点が太平洋地域に移った。5 月 14 日は、B29 による日中の市街地空襲が初めて行われ、名古屋の多くの人々が被害にあった。
○名古屋市として空襲被害者の慰霊を行う場合、どういった視点から見るのが大切。軍需工場から市民に被害が拡大した日や期間として 4、5、6 月頃が良いと思う。
○名古屋の場合、63 回も空襲があり、一つの日に定めるのが非常に難しい。特定の日だけでなく、2 つ 3 つを空襲の日として定めるのはどうか。
○日本で初めて空襲の民間被害者に対する援護・補償を求めて立ち上がった杉山千佐子氏には、どの日でも良いので制定をしてほしいという意思があった。

4 取り組みについて

（1）追悼行事について

○何らかの追悼行事が必要と考える。追悼する日は平和教育にとっても大切。
○新たな戦争の火が燃えている今だからこそ、過去の空襲犠牲者を弔うことで将来に向けて何をすればよいか、発信ができると思う。
○全市民に発信できるよう、様々なメディアで紹介される催しを考えてもらいたい。
○学生が学んだことを表現する場が追悼行事にあっても良いと思う。

（2）語り継ぎについて

○名古屋の高校生発の新しい語り継ぎに取り組み、全国に発信していただきたい。
○戦争体験者が少なくなっており、体験を語る段階から、記憶する、学ぶ、受け継いでいく段階にきている。戦争体験を後世に繋いでいくことも大切。

（3）小中高生への普及啓発について

○小中高で時間を取って平和や戦争の事を考えて欲しい。地元でおきた空襲を知ってから、原爆、平和、世界の問題のことを知ってもらいたい。
○特定の日だけではなく、その日に向けて数カ月前からイベントや戦争・平和に関する取り組みを全学校でできたらすごいと思う。慰霊の日に向けて学習していければ。
○今の時代、社会人が学ぶ機会が無い。戦争に対して一番敏感にならなくてはいけない社会人の反応が鈍いと感じている。
○追悼する日と関連した学習の機会となるイベントを春休み・夏休みに実施するのはどうかと思っている。

（4）名簿等の作成・名前の読み上げについて

○追悼対象者は「8 千人」ではなく、名古屋のまちで暮らしていた名前がある人々。一人一人の人間という捉えるためにも、犠牲者名簿の作成が必要と考える。
○追悼行事を行う際は名前を読み上げることが基本となる。名古屋は学徒動員の犠牲者が多いので、学徒動員の犠牲者の名前をその学校の後輩が読み上げてもらいたいと感じている。
○犠牲者を追悼する施設が必要。遺族が追悼できるだけでなく、戦争を知らない世代も犠牲となった人々に思いを馳せ、平和の大切さを心に刻むことができる。

5 東邦高等学校関係者からの発言（第二回）

○市民に広く受け入れられるためにはどうしたら良いかを最重要視していただきたい。
○若い人を中心に、学ぶということにつなげられたらと思う。
○若い人には、今が平和なら良いという考えがある。日を制定することで、小学生から大学生・社会人をメインに、戦争が身近であることを学び、考えてもらいたい。学んだことを家族で話し合える環境があることが重要と感じている。
○小学生の時に同世代の人が演じている戦争に関する演劇を見たことが心に残っている。目で見ても感じられる行事があれば良いと思う。
○名称には様々な候補があるが、目的に沿った名前が良いと思う。すぐそこまで語り継ぐ人がいなくなる時が迫っていると感じている。できるだけ早く制定してもらいたい。

高校生夏休みワークショップ～戦争の記憶からみつける平和へのミチシルベ～ 開催結果

1 開催概要

開催日時	令和5年8月10日（木） 午後1時～午後4時
場 所	名古屋市公会堂4階 第7集会室
参 加 者	24名（14校）
内 容	(1) 開会・趣旨説明 (2) 戦争・空襲の歴史を知ろう ・名古屋空襲を「学ぶ」（東海高等学校 教諭 西形 久司） ・高校生の活動紹介（東邦高等学校 名古屋空襲慰霊の日制定実行委員会） (3) ワークショップ ・ワーク1：平和をつなぐために必要なこと、自分たちにできることを考えよう ・ワーク2：次世代に平和をつなぐアイデアを考えよう (4) 発表・講評

2 発表内容

グループ	概 要（①タイトル、②取組内容）
1	①名古屋空襲慰霊の日スペシャルマッチ in バンテリンドームナゴヤ ②ランタン（平和への思い）、駅で動画アナウンス、石碑拡大、選手からの平和へのコメント
2	①LOVE & PRACE 未来へつなぐバルーンムービー ②バンテリンドームに人を集め、風船を飛ばす催しを配信・動画化
3	①平和教育の強化 ②各学校に平和委員会をつくり、幼いころから戦争を学ぶ機会をつくる。実際に現地に行き体験者の話を聞き学びを深める（校外学習等）
4	①平和祭～平和のバトンを繋げ！！～ ②フリーマーケット（貧困の国の支援）、戦争関連の映画上映、平和についてプレゼンバトル、追悼式
5	①平和ウィーク ②平日：各学校で平和の授業（学習発表会、校外学習）・弁論大会 休日：夏祭り（戦時中の食事体験、とうろう流し、花火など）

3 アンケート結果

<名古屋空襲について>（回収数：22 件）

①日付について

【設問】「市民が名古屋空襲をはじめとした戦争について学び、平和について考えてもらう日」として、市民に広く受け入れられる日はいつだと思いますか。

選択肢	回答数	備 考
12 月 13 日	12 件	B29 による名古屋市への初空襲。 三菱発動機大幸工場が爆撃された。
5 月 14 日	3 件	最も多くの B29（472 機）が来襲し、名古屋市街地を空襲。 名古屋城天守閣が焼失した。
6 月 9 日	5 件	愛知時計電機・愛知航空機が爆撃され、 最も多くの方（2,068 人）が亡くなった。（熱田空襲）
そ の 他	1	（意見）毎年変えて順ぐりにやっていきたいです。
未 回 答	1	

②名称について（複数回答）

【設問】「市民が名古屋空襲をはじめとした戦争について学び、平和について考えてもらう日」の名称をつけるとしたら、どのような名称が良いと思いますか。

キーワード	回答
名古屋空襲	・名古屋空襲慰霊の日（7 件） ・名古屋空襲平和の日 ～未来へ～ ・名古屋でやばい空襲があったんだ Day の日
平和の日	・名古屋市恒久（永遠）平和の日 ・世界平和の日 ・なごや平和の日 ・平和の日
平和をつなぐ	・平和な未来をつなぐ日 ・平和を繋ぐ日 ・平和のバトンをつなげ！！ ・でらいい未来を創る Day！
学ぶ・考える	・戦争と平和について考える日 ・名古屋の戦争を考える日 ・平和を考える日 ・戦争から平和を見つける日 - 名古屋空襲など過去に起きてはならないたくさんの 悲しい出来事を忘れない日として考えた。 ・名古屋で愛知県などで起きた戦争や平和について知ろう ・平和の輪を広げよう ～戦争を身近に学ぶ～

③取り組みについて

【設問】「市民が平和について考え、学ぶ機会を作り、平和を引き継いでいく」ためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。

世代別に効果的だと思う取り組みがあれば、考えをお聞かせください。

小・中学生

回 答
・若いころからの教育が1番大切だと感じるので、小さいころから戦争・平和について考えられる授業があればと思います。
・学校の中で、戦争を教科書の中にとどめず、話題に出したり授業にしたりする。
・総合や探求などで知れる機会（授業）で取りあつかう
・週に一回と高頻度に戦争や平和の授業などをする
・授業の一環として戦争や平和についての授業を受ける（他4件）
・校外学習や修学旅行などで平和について学ぶ機会を設ける
・大人になっても記憶に残っているような学校単位での体験
・まず平和を知るために学校等でそういった場を作る。
・学芸会といった企画とこんかいの事を絡ませる
・平和教育！！むかし、どんなことがあったのかを知ってもらう
・学校の教育だけでなく、その先のことを学ぶ
・過去にあった戦争を知ること
・大人ではなく、小中学生に近い年頃の高校生から戦争について話す
・高校生、高学年が低学年に戦争について語る
・合唱などをする＋何故なのか、歴史などを劇や紙芝居などで伝える
・平和に関する美術館に行くこと

高校生・大学生などの若い世代

回 答
・ワークショップなど若い世代が参加できる、お互いに考えを深められるこの環境をもっと増やしていける企画が必要だなと感じました。
・ワークショップや平和に対する集まりに参加すること。交流、共有すること。
・ワークショップや講演等の自主で考え、活動できる場を作る。
・夏休み中にこのような企画をつくる
・“平和”についての議論！！
・ボランティアに参加したり、戦争をテーマにしたコンクールをつくる。
・学校の授業を使って学ぶことや、名古屋空襲慰霊の日のための署名を集めたりするなどができると思いました。
・探究活動や文化祭で特設コーナーを設置する
・各学校に平和についての検討委員会を設ける
・自分たちがいろんな世代に語る
・戦争の体験談を聞く機会をつくる
・サマセミなどの語り継ぎができる機会でも語り継ぎをする
・語り手の人から聞いたことを発信する場所がない
・学んだことを親世代、次世代へ発信していく。国際関係（紛争・内線など世界と比較する）
・展示会や講演会、（平和について）戦争の遺跡巡り
・戦争遺跡をまわったり、体験者の方に話を聞く機会を学校単位でつくる
・SNS で“＃”作成し、思い出すきっかけをつくる
・SNS で発信
・ムービー作成
・新聞やテレビ放送などで深くは知れずともその日なにがおきたのかなど知れるきっかけを増やす
・平和に関するアニメや映画を観る時間をつくること
・実感しやすく心によく残りそう。
・ここの世代が一番効果的。

社会人・子育て世代

回 答
・これからも、平和な世界を守るためにだったり、戦争を忘れないようにするために、戦争のことを下の世代や自分の子どもに語り継いでいくことが効果的だと思います。
・大人同士で話し合う。子どもに戦争・平和について教えられるようにする。 家族で話し合えるようにする
・大人たち、親、先生方が私たちに話してくれる機会がもっとあれば、いろいろな勉強が私たち世代もできるなと感じました。
・子どもから親へ親から子どもへと知れる機会を身近から作っていく
・小さな頃から、語り手の人や映画を見せるべきだと思います
・子供が戦争について聞いてきたらその質問に答える
・子どもと一緒に戦争についての絵本を読む
・子供と一緒に学んでもらう
・学生と戦争について話す機会をつくる
・学生といっしょに話し合う
・子どもと共に、追悼式などに参加！！
・子供と一緒に公民館に行って戦争の話を聞きに行く
・テレビで仕事をしながら、子育てしながら、平和についてしることのできる番組をつくる。
・ニュースや広告で戦争や平和についてを取り入れて、戦争をより身近に感じてもらう。
・広告や地域のイベントなどで学ぶ機会を設ける
・平和祭をつくり、色んな企業の方から協力をあおぐ。祭りだと親子連れが多いので…
・地域での祭りを通す。働いてる人や子育てで“忙しい”人でも集まる会に導入する。
・知識・経験を広め、共有できる場を作る。
・会社などで「もくとう」をする機会をつくる。
・空襲は起こしてはいけない。次世代につなげられる良いタイミングかな

他都市における平和に関する日の制定状況

都 市	名 称	日 付	制定方法	頁
-	戦没者を追悼し平和を祈念する日	8 月 15 日	閣議決定	1
東 京 都	東京都平和の日	3 月 10 日	条 例	2
小金井市	小金井平和の日	3 月 10 日	条 例	3
西東京市	西東京市平和の日	4 月 12 日	条 例	4
国 立 市	くにたち平和の日 くにたち平和推進週間	6 月 21 日 6/21-6/27	条 例	5
各務原市	各務原市平和の日	6 月 22 日	条 例	10
沖 縄 県	沖縄県慰霊の日	6 月 23 日	条 例	11
宇都宮市	宇都宮市平和の日 宇都宮市平和月間	7 月 12 日 7/12-8/15	告 示	12
青 森 市	青森市平和の日	7 月 28 日	条 例	13
長 岡 市	長岡市恒久平和の日	8 月 1 日	条 例	14
広 島 市	広島平和記念日	8 月 6 日	条 例	15
長 崎 市	ながさき平和の日	8 月 9 日	条 例	16
秦 野 市	秦野市平和の日	8 月 15 日	告 示	17
沖 縄 市	沖縄市民平和の日	9 月 7 日	条 例	18
高 山 市	高山市平和の日	9 月 21 日	告 示	19
北 谷 町	北谷町民平和の日	10 月 22 日	条 例	20
武蔵野市	武蔵野市平和の日	11 月 24 日	条 例	21

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

〔昭和 5 7 年 4 月 1 3 日〕
閣 議 決 定

1 趣 旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期 日

毎年8 月 1 5 日とする。

3 行 事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和 3 8 年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

.....
別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年 8 月 1 5 日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和 5 6 年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官^が衙等国立の施設には半期を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうをするよう勧奨する。

東京都平和の日条例

平成2年7月20日
東京都条例第90号

東京は、今や、世界の経済社会の発展を支える大都市としての地位を占めるに至った。これは、東京の地に住み、働いてきた人々の努力の賜物である。

しかし、東京の歴史には、幾多の惨禍が刻まれている。特に、多数の都民が犠牲となった第二次世界大戦の悲惨を我々は忘れることができない。

平和は、都民すべての願いである。

東京都は、平和国家日本の首都として、世界の都市と連携し、文化交流等の推進に努め、人々の相互理解に立脚した国際秩序の形成と恒久平和の実現に貢献する責務を深く認識し、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、ここに、東京都平和の日を定める。

(平和の日)

第一条 東京都平和の日は、三月十日とする。

(記念行事)

第二条 東京都は、東京都平和の日に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施する。

(委任)

第三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○小金井平和の日条例

平成26年12月18日条例第30号

小金井平和の日条例

前文

小金井に爆弾が投下されたと記録される昭和19年11月24日、そして終戦を迎えた昭和20年8月15日から長い年月が経過し、戦争体験のある方から戦争の悲惨さが語り継がれる機会が少なくなり、戦争の記憶が風化することが懸念されます。

私たち小金井市民は、小金井市市民憲章の理念に基づき、平和を願い、戦争の悲惨さを深く知らされた昭和20年3月10日の東京大空襲を始めとする戦争の記憶を風化させることなく後世に伝え、そして命の尊さについて改めて考え、未来の子どもたちに平和を引き継いでいくため、ここに小金井平和の日を定めます。

(平和の日)

第1条 小金井平和の日は、3月10日とする。

(記念行事)

第2条 市は、小金井平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための記念行事を実施する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

西東京市平和推進に関する条例（平成13年1月21日条例第2号）

最終改正:平成13年1月21日条例第2号

改正内容:平成13年1月21日条例第2号[平成13年1月21日]

○西東京市平和推進に関する条例
平成13年1月21日条例第2号
西東京市平和推進に関する条例
(目的)

第1条 この条例は、西東京市（以下「市」という。）における平和行政の基本原則並びに平和事業の推進及び平和の日の制定について定め、もって市民の豊かで平和な生活の維持向上に資することを目的とする。

(基本原則)

第2条 市は、世界の恒久平和を願う市民の精神に基づき、平和施策を市民の協力と参加のもとに推進する。
(平和事業の推進)

第3条 市は、次に掲げる事業の推進に努めるものとする。

- (1) 平和の意義の普及及び平和意識の高揚
- (2) 平和に関する情報の収集及び提供
- (3) 平和に関する各種行事の開催及び後援
- (4) 平和に関する他の諸都市との交流
- (5) 前各号のほか、平和施策の推進に関し必要な事業

(平和の日)

第4条 4月12日は、西東京市平和の日とする。

2 市は、西東京市平和の日に、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、記念行事を実施する。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年1月21日から施行する。

○国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

平成30年12月27日条例第37号

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

(不当な差別及び暴力の禁止)

第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

(市長の使命)

第4条 市長は、第2条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

(市民の権利)

第6条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努め

るものとする。

- 2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第9条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第10条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

- 2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

- 3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 基本方針及び推進計画に関すること。
- (2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

- 3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

（26） 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円
---------------	---	--------

を

」

「

オンブズマン制度審議会委員	〃	9,100円
人権・平和のまちづくり審議会委員	〃	9,100円

に

」

改める。

○各務原市平和の日を定める条例

平成2年3月19日

条例第1号

各務原市は、薄れていく戦争の悲惨さを顧み、平和の尊さを後世に伝えるため、各務原空襲のあった6月22日を「平和の日」と定め、平和の誓いを新たにすることをとする。

附 則

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

沖縄県慰霊の日を定める条例

昭和49年10月21日
条例第42号

沖縄県慰霊の日を定める条例をここに公布する。

沖縄県慰霊の日を定める条例

第1条 我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失つた冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。

第2条 慰霊の日は、6月23日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宇都宮市告示第 267 号

宇都宮市平和の日及び宇都宮市平和月間を次のように定める。

平成9年7月12日

宇都宮市長 増 山 道 保



- 1 宇都宮市平和の日 7月12日
- 2 宇都宮市平和月間 7月12日から8月15日まで

○青森市平和の日条例

平成二十八年三月二十八日

条例第二号

青森市は、昭和二十年七月二十八日の空襲によって、多くの尊い生命を奪われた。戦争は、その時存在した生命を奪うだけでなく、その後つながれたであろう生命をも奪うものだという事を忘れてはならない。「青森市平和都市宣言」、「非核・平和のまち宣言」にうたわれている平和への思いを、未来を担う子どもたちに引き継いでいくことは我々の責務である。

ここに、青森市平和の日を定め、青森市が戦火にさらされた悲惨な戦争を忘れず、また、空襲があったという歴史的事実を重く受け止め、後世に語り伝え、二度と戦争の惨禍を繰り返さないことを誓い、併せて、世界の恒久平和を願い、平和施策を推進するため、この条例を制定する。

(平和の日)

第一条 青森市平和の日は、七月二十八日とする。

(平和の日を中心とした事業の実施)

第二条 市は、青森市平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

○長岡市恒久平和の日条例

平成27年7月23日

条例第30号

長岡市は、昭和20年8月1日の長岡空襲から70年のときを迎えた。

私たち長岡市民は、長岡空襲により犠牲になられた方々を悼み、悲惨な戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さを後世に語り継ぎ、広く世界に向けて発信していかなければならない。

よって、長岡市恒久平和の日を定め、恒久平和の実現に取り組んでいくものとする。

(恒久平和の日)

第1条 長岡市恒久平和の日は、8月1日とする。

(恒久平和のための事業)

第2条 市及び市民は、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

○広島市の休日を定める条例

平成3年9月26日
条例第49号

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 8月6日(平和記念日)

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。
(平4条例58・一部改正)

(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成3年12月1日から施行する。

附 則(平成4年12月19日条例第58号 抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

○ながさき平和の日条例

平成7年3月23日

条例第2号

(ながさき平和の日)

第1条 本市は、原子爆弾による被爆後50年のときを迎えるに当たり、[長崎市民平和憲章](#)の理念に基づき、被爆の悲惨さを忘れず、後世に語り伝え、あわせて、世界の恒久平和を念願するため、ながさき平和の日を定める。

第2条 ながさき平和の日は、8月9日とする。

(式典等)

第3条 本市は、ながさき平和の日に、原子爆弾による死没者を追悼し、かつ、被爆の悲惨さが繰り返されることがないよう恒久の平和を祈念するため、式典を実施する。

2 本市は、ながさき平和の日を中心として、平和の意識の高揚を図るための行事を実施し、又は推進する。

(委任)

第4条 [この条例](#)の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

○秦野市平和の日制定について

(平成20年6月9日告示第45号)

私たち秦野市民は、永遠の平和を希求し、愛する郷土を守り引き継いでいく精神をうたった秦野市民憲章と秦野市平和都市宣言の理念の下に、一人ひとりがそれぞれの信条や立場を越えて、平和についてともに考え、語り合うことにより、平和への願いを未来に向け継承していくため、ここに「秦野市平和の日」を制定します。

秦野市平和の日 毎年8月15日

○沖縄市民平和の日を定める条例

(平成5年4月1日条例第18号)

(目的)

第1条 この条例は、国内で唯一地上戦が行われた第二次世界大戦の教訓とそれに続く施政権分離下の生活体験を踏まえ、すべてのものを壊滅する戦争を繰り返さないとする市民の総意に基づき、日本国憲法と「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念の下に、すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりを進めるために、沖縄市民平和の日を定めることを目的とする。

(市民平和の日)

第2条 沖縄市民平和の日は、9月7日とする。

(記念行事等)

第3条 沖縄市は、沖縄市民平和の日に、記念行事を行う。

2 沖縄市は、平和の尊さを広めるため平和月間を設けることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○高山市平和の日

平成25年9月27日
告示第117号

9月21日を「高山市平和の日」として制定したので、告示する。

○北谷町民平和の日を定める条例

平成7年3月31日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、沖縄戦体験並びに広島・長崎の被爆体験を歴史的教訓として受け止め、いかなる理由があっても戦争は絶対に起こしてはならないとする町民の総意に基づき、日本国憲法と「北谷町非核宣言」の理念の下に、すべての人が等しく平和で豊かに生活がおくれるまちづくりを進めるために、北谷町民平和の日を定めることを目的とする。

(町民平和の日)

第2条 北谷町民平和の日は、10月22日とする。

(記念行事等)

第3条 北谷町は、北谷町民平和の日に、記念行事を行う。

2 北谷町は、平和の尊さを広めるため平和推進旬間を設けることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

武蔵野市平和の日条例

武蔵野市は、戦禍により犠牲になられた方々を悼み、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、市内に初空襲があった昭和 19 年 11 月 24 日を後世に伝えていくため、ここに武蔵野市平和の日を定め、市民とともに国際相互理解の推進に努め、恒久平和の実現を目指すことを誓う。

（平和の日）

第 1 条 武蔵野市平和の日（以下「平和の日」という。）は、11 月 24 日とする。

（平和の日事業）

第 2 条 武蔵野市は、平和の日を中心として、平和意識の高揚を図るための事業を実施する。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。